

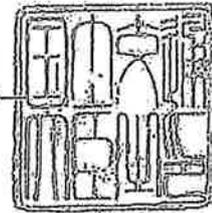


資料 2

国海員第 121 号
平成 29 年 7 月 20 日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 60 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 57 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 282 号

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正について

諮問理由

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年運輸省令第 36 号）の一部を改正することについて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 60 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 57 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号）の一部改正関係

1 法第五条第四項の子の一歳六か月に達する日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として、次のものを定めるものとする。

(一) 法第五条第四項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望して申込みを行っているが、当該子の一歳六か月到達日（法第五条第四項の一歳六か月到達日をいう。以下同じ。）後の期間において、当面その実施が行われない場合

(二) 常態として法第五条第四項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者であつて、当該子の一歳六か月到達日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡したとき。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第五条第四項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

ハ 婚姻の解消その他の事情により法第五条第四項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。

ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間

を経過しないとき。

2 その他

条項ずれ等の所要の改正を行うものとする。